

| | |
|------|---------------------------------------|
| 発行日 | 令和6年7月5日 |
| 発行元 | 環境建設部 環境政策課 |
| TEL | 0824-72-1398 |
| FAX | 0824-72-5517 |
| mail | kankyo- seisaku@city.shobara.lg.jp |

環境しょうばら

次世代へつなぐ 庄原の里山環境

犬・猫の飼養マナー

ペットを飼うということは、「命を預かる責任」と「社会に対する責任」を持つということです。飼い主になったら、ペットが健康で安全に暮らせるようにするとともに、周囲に迷惑を掛けないための配慮も必要です。ペットの本能や習性を理解し、家族同様の愛情を注いで飼うようにしましょう。

飼い主に守ってほしいこと

- ① **習性などを正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう**
ペットに関する正しい知識を持ち、適切な飼い方をしましょう。
- ② **人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう**
正しいしつけや訓練を行い、人の迷惑にならないように飼いましょう。ペットの鳴き声や排泄物によって周辺的生活環境を悪化させないなどの配慮も必要です。散歩の際は、排泄物を必ず持ち帰りましょう。
- ③ **むやみに繁殖させないようにしましょう**
管理できないほど繁殖しないように、不妊・去勢手術などの措置を行いましょう。
- ④ **伝染する動物由来の感染症などの知識を持ちましょう**
正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましょう。
- ⑤ **盗難や迷子になることを防ぐため、所有者を明らかにしましょう**
マイクロチップや名札などの標識をつけて、飼い主が誰か分かるようにしましょう。
- ⑥ **放し飼いや散歩で放すことの禁止**
柵に囲まれた自己の敷地内や屋内で飼う場合以外は、放し飼いをしてはいけません。

ペットの5つの自由

ペットも人間と同様に、生きていくのに必要な要求があります。

- ① **飢え、渇きからの自由**
動物にとって食餌はとても大切です。動物の種類や年齢や健康状態にあった適切なフードを与えましょう。水は新鮮なものがいつでも飲めるようにしましょう。
- ② **痛み、負傷、病気からの自由**
ケガや病気の場合には適切な治療を受けさせましょう。日ごろから病気の予防を心掛け、健康状態をチェックしましょう。
- ③ **不快からの自由**
清潔で安全な飼養場所を用意して、動物が快適に過ごせるようにしましょう。
- ④ **本来の行動がとれる自由**
飼い主は、それぞれの動物が本能や習性にあった動物本来の行動がとれるように工夫しましょう。
- ⑤ **恐怖、抑圧からの自由**
飼い主は動物が恐怖や抑圧を受けないように、また、精神的な苦痛や不安の兆候を示さないように、的確な対応を取りましょう。

犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律

第14条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



動物の遺棄・虐待は



環境省 警察庁

庄原市・庄原市公衆衛生推進協議会

★動物の愛護及び管理に関する内容は、
環境省ホームページをご覧ください。



環境標語（令和5年度環境標語コンクール）

むしたちの いきいきひろば みんなでまもる

西城小学校 1年 重原 一仁

